提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託者とします。

2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を評価し、評価点を与えます。 評価委員一人あたりの評価点の満点は 232 点とします。

- 3 評価点の最も高い者が2以上あるときの対応 該当者のうち、評価項目1~3の合計点が高い者とします。
- 4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱 評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目1から3 (表1参照) について

ア 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。

イ 評価は各評価項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とします。

例えば、表1において配点10点の評価項目の場合は

評価がAであれば評価点は $10 \times 5 / 5 = 10$ 点

評価がBであれば評価点は $10\times3/5=6$ 点

評価がCであれば評価点は $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

ウ 業務内容により、5段階評価とすることも可とします。この場合ABの中間をA, BCの中間をB, とし、各々4点、2点とするものとします。

≪点数早見表≫

	A	Α'	В	В'	С
30	30 点	24 点	18 点	12 点	0 点
20	20 点	16 点	12 点	8 点	0 点
10	10 点	8 点	6 点	4 点	0 点

(2) 評価項目4 (表1参照) について

ア A、Bの2段階評価を行います。

イ 評価は各評価項目1点満点とし、A=1点、B=0点とします。

(3) 評価項目5及び6 (表1参照) について

ア A、Bの2段階評価を行います。

イ 評価は4点満点とし、A = 4点、B = 0点とします。

6 失格事項

いずれかの評価項目の評価点が 0 となったもの(項目 1 、 2 及び 3 のみ)、又は、評価委員の持ち点の合計の 60% を基準点とし(評価委員 7 人がヒアリングに出席した場合の満点は 1,624 点、基準点は 975 点)、基準点に達しないものとします。

なお、いずれかの評価項目の評価点が0とは、評価項目、又は評価の着目点の評価において、評価委員のうち3人以上が評価点を0とした場合とします。

7 その他

すべての評価項目を絶対評価により採点します。

表 1 基本的評価事項

衣 1 基本的評 評価項目	1 Jan 4. 22			評価の	評価
(最高配点)	評価の着目点	配点	評価	換算式	点
(例)	(1) 全国的な福祉情勢・政策・制度等に精通しているか。	20	В	20×3/5	12
1 研修実施にあたって必要な政	(1) 社会福祉法、介護保険法等の関連法令や、全国的な高齢者福祉動向・政策・制度に精通しているか。 その他、高齢者福祉、子育て、障害児者等各福祉分野全般における相当程度の知識があるか。 (2) 「地域福祉保健計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、をはじめとした横浜市の福	20			
策等への知識・理解 (最高 80 点)	祉保健関連の行政計画を理解しているか。 横浜市における地域支援・高齢者支援の実際に精通しているか。(3) 地域ケアプラザ(特に所長並びに地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター)の業務内容に精通しているか。 横浜市独自の地域ケアプラザの強みを生かした支援を地	30			
	域ケアプラザの職員に提案できるか。 (1) 各コースの内容・目的に適したカリキュラムを企画しているか。	20			
2 当該業務に関する具体的な提案内容	(2) 各コーディネーター職及び所長職の現状抱える課題を具体的に把握し、課題解決につながる研修内容の提案ができているか。	30			
(最高 80 点)	(3) 研修内容・目的に適した予定講師を選定し、研修参加者の知識・技術の向上に寄与できる企画内容となっているか。	30			
3 応募者の実績・経	(1) 類似分野の研修又は事業・計画等への関与の実績件数(過去5年間)	20			
験・実践力等について	(2) 取組意欲	20			
(最高 60 点)	(3) 予定担当者の実務経験、専門分野の内容及び調整・訴求能力	20			
	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画 の策定	1			
4 ワークライフ	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づ く一般事業主行動計画の策定	1			
バランスに関す る取組 (最高4点)	(3) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし)の取得、又はよこはまグッドバランス企業認定の取得	1			
	(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に 基づくユースエール認定の取得	1			
5 障害者雇用に 関する取組 (最高4点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%を達成しているか。	4			
6 健康経営に関 する取組 (最高4点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくは、AAクラスの認証を取得しているか。	4			
評点の合計 (最高 232 点)					